

商品概要説明書

シルバー定期積金

(平成25年4月1日現在)

商品名	・シルバー定期積金
ご利用いただける方	・個人のみ J A鈴鹿の対象店舗にて年金※のお振込みをご指定いただいている方 公的年金、その他年金（年6回以上）が対象となります。
期間	・期日指定方式 2年以上5年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	定額式 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月のいずれかとします。 ・増額月の設定はできません。 ・1回あたり10,000円以上 給付契約額36万円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の上乗利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 解約日における普通貯金利率
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または貯金為替課（電話：059-384-1113）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県J Aバンク相談所（電話：059-229-9104）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A貯金為替課または三重県J Aバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※

	<p>※J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県J Aバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取り扱いを中止」することがあります。 ・本定期積金の期間途中で年金振込が消滅した場合、預入時の店頭表示金利を適用させていただきます。 ・当J Aが実施する他のキャンペーンや特典との併用は出来ません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A鈴鹿